

北海道選挙管理委員会告示第21号

平成31年4月7日執行の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、一般の投票期日によらない投票区及びその投票区の投票期日を次のとおり定める。

平成31年3月29日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

市区町村名 (留萌振興局管内)	投票区名	投票期日
羽幌町	第7投票区	平成31年4月5日
同	第8投票区	同